

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

	ページ
◇ 条 例	
○ 北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例【消防局警防部警防課】	4
○ 北九州市市税条例の一部を改正する条例【財政局税務部税制課】	5
◇ 規 則	
○ 北九州市火薬類取締法施行細則【消防局予防部規制課】	9
○ 北九州市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則【消防局警防部警防課】	12
◇ 告 示	
○ 産業廃棄物処理施設の設置の許可申請【環境局環境監視部産業廃棄物対策課】	13
○ 徴収事務の委託【環境局循環社会推進部業務課】	15
◇ 公 告	
○ 開発行為に関する工事の完了【建築都市局指導部宅地指導課】	16
◇ 上下水道局	
○ 北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程等の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】	17

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、公務災害補償に係る補償基礎額の扶養親族加算額及び加算対象区分を改めることにしました。

この条例は、平成29年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市市税条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり関係規定を改めることにしました。主な改正内容は、次のとおりです。

1 個人市民税

上場株式等に係る配当所得等等について、市町村が納税義務者の意思等を勘案し、所得税と異なる課税方式により個人市民税を課することができることを明確にする規定を設けることにしました。

2 固定資産税及び都市計画税

被災住宅用地に係る特例措置について、被災市街地復興推進地域においては被災住宅用地を住宅用地とみなす期間を2年度分から4年度分に拡充することにしました。

この条例は、平成29年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市火薬類取締法施行細則

火薬類取締法の一部改正に伴い、火薬類の取締に関し必要な事項を定めることにしました。

この規則は、平成29年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 常時介護を要する状態の者に係る介護補償について、費用を支出して介護を受けた日があるときの介護補償の月額限度額については10万5,130円に、親族等による介護を受けた日があるときの介護補償の月額については5万7,110円に、それぞれ引き上げることにしました。
- 2 随時介護を要する状態の者に係る介護補償について、費用を支出して介護を受けた日があるときの介護補償の月額限度額については5万2,570円に、親族等による介護を受けた日があるときの介護補償の月額については2万8,560円に、それぞれ引き上げることにしました。

この規則は、平成29年4月1日から施行することにしました。

北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第17号

北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

北九州市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年北九州市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同項第2号中「にあつては」を「には」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「によつて」を「により」に、「433円」を「333円」に改め、「第2号」の次に「に該当する扶養親族については1人につき267円（消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号」を加え、「第5号」を「第6号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第2号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「367円」を「300円」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
第3条第4項中「以下」の次に「この項において」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた北九州市消防団員等公務災害補償条例第3条第1項に規定する公務災害補償（以下「公務災害補償」という。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第2条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた公務災害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

北九州市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第18号

北九州市市税条例の一部を改正する条例

北九州市市税条例（昭和38年北九州市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第17条第4項中「第26条第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第27条第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第26条第1項の規定による申告書

(2) 第27条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第17条第6項中「第26条第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第27条第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第26条第1項の規定による申告書

(2) 第27条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第23条第1項中「第17条第4項の申告書」を「第17条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する

特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第39条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第40条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項各号列記以外の部分中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものとして令第48条の15の5第1項に規定する更正を含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書」を「（当該増額更正」に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「第48条の15の5第1項」を「第48条の15の5第2項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に、「同条第2項」を「同条第3項」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「同条第3項」を「同条第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにおいて、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第49条第8項中「法第349条の3」の次に「又は第349条の3の4」を加え、「前7項」を「前各項」に改める。

第52条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項又は第15条の3の2第4項若しくは第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第52条の2の見出し中「あん分」を「^{あん}按分」に改め、同条第1項中「あん分」を「按分」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「あん分」を「按分」に、「同条第6項」を「同項」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災

市街地復興推進地域（第62条の3において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第62条の3において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分」を「按分」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第62条の3第1項各号列記以外の部分中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

付則第9条中「、第15条の2又は第15条の3」を「から第15条の3まで」に、「、「法第349条の3又は法附則第15条、第15条の2若しくは第15条の3」」を「「法第349条の3若しくは附則第15条から第15条の3まで」と、「第349条の3の4に」とあるのは「第349条の3の4（法附則第15条の3の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に」に改める。

付則第9条の2第6項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第7項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第8項中「附則第15条第31項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項第1号」を「附則第15条第32項第1号」に改め、同条第10項中「附則第15条第33項第2号」を「附則第15条第32項第2号」に改め、同条第11項を削り、同条第12項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項を削り、同条第14項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第15項を同条第13項とする。

付則第17条の3第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 第17条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第17条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

付則第20条中「第28項、第32項、第36項、第37項、第42項若しくは第45項」を「第27項、第31項、第35項、第39項若しくは第42項」に改める。

付則第21条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項」を「前条第1項」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

付則第23条の4の2第2項及び第23条の5第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に、「すべて」を「全て」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の北九州市市税条例（以下「新条例」という。）第39条第3項及び第5項並びに第40条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第39条第3項又は第40条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税税に関する経過措置)

第3条 新条例第52条の2第2項及び第62条の3第1項の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災、風水害、火災その他の災害（以下「震災等」という。）により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

北九州市火薬類取締法施行細則をここに公布する。

平成29年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第32号

北九州市火薬類取締法施行細則

(趣旨)

第1条 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下「法」という。)の施行については、火薬類取締法施行令(昭和25年政令第323号)、火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号。以下「省令」という。)その他別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(火薬庫外火薬類貯蔵場所の指示の申請等)

第2条 省令第15条第1項の表に規定する安全な場所(第3項において「火薬庫外火薬類貯蔵場所」という。)についての市長の指示を受けようとする者は、火薬庫外火薬類貯蔵場所指示申請書により市長に申請しなければならない。

2 前項の指示を受けた者は、同項の火薬庫外火薬類貯蔵場所指示申請書の内容に変更があったときは、遅滞なく、火薬庫外火薬類貯蔵場所指示申請書記載事項変更届を市長に提出しなければならない。

3 第1項の指示を受けた者は、市長が指示した火薬庫外火薬類貯蔵場所を廃止したときは、遅滞なく、火薬庫外火薬類貯蔵場所廃止届を市長に提出しなければならない。

(火薬庫を所有し、又は占有しないことの許可の申請等)

第3条 法第13条ただし書に規定する許可の申請は、火薬庫を所有し、又は占有しないことの許可申請書を提出して行うものとする。

2 法第13条ただし書の許可を受けた者は、前項の火薬庫を所有し、又は占有しないことの許可申請書の内容に変更があったときは、遅滞なく、火薬庫を所有し、又は占有しないことの許可申請書記載事項変更届を市長に提出しなければならない。

(営業の廃止等の届出)

第4条 法第16条第1項に規定する届出は、火薬類製造(販売)営業廃止届を提出して行うものとする。

2 法第16条第2項に規定する届出は、火薬庫用途廃止届を提出して行うものとする。

(保安教育計画の認可の申請)

第5条 法第29条第1項に規定する保安教育計画の認可の申請は、保安教育

計画（変更）認可申請書を提出して行うものとする。

（保安責任者等の選任等の届出）

第6条 法第30条第3項及び第33条第2項に規定する届出は、火薬類製造保安責任者等選任（解任）届、火薬類取扱保安責任者等選任（解任）届（火薬庫）又は火薬類取扱保安責任者等選任（解任）届（消費者）を提出して行うものとする。

（特定施設及び火薬庫の使用休止又は再使用の届出）

第7条 省令第44条の2第2項ただし書に規定する届出は、特定施設（火薬庫）使用休止届を提出して行わなければならない。

2 前項の特定施設（火薬庫）使用休止届を提出した者が、当該届出に係る特定施設又は火薬庫を再び使用するときは、特定施設（火薬庫）使用再開届を市長に提出しなければならない。

（定期自主検査の計画の届出及び当該検査の報告）

第8条 法第35条の2第2項に規定する届出は、定期自主検査計画（変更）届を提出して行うものとする。

2 法第35条の2第3項に規定する報告は、定期自主検査終了報告書を提出して行うものとする。

（安定度試験の結果の報告）

第9条 法第36条第1項に規定する報告は、火薬類安定度試験結果報告書を提出して行うものとする。

（事故報告）

第10条 法第46条第2項に規定する報告は、事故発生の日から7日以内に、火薬類事故発生報告書を提出させて行うものとする。

（許可申請書等の記載事項の変更の報告等）

第11条 省令第81条の14の表第2号、第5号及び第9号に規定する報告書並びに同表第7号、第10号、第11号及び第14号に規定する届出書は、火薬類許可申請書等記載事項変更届によるものとする。

2 省令第81条の14の表第15号に規定する届出書は、火薬類所有権取得届によるものとする。

3 省令第90条の2に規定する申請書の記載事項（火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時並びに危険予防の方法を除く。）に変更があったときは、遅滞なく、火薬類譲受・消費許可申請書記載事項変更届を市長に提出しなければならない。

（許可申請等の取下げ）

第12条 法、省令及びこの規則の規定による申請等を取り下げるときは、火

薬類許可申請等取下書を市長に提出しなければならない。

(書類の提出部数)

第13条 法、省令及びこの規則の規定により市長に提出することとされている申請書、届出書及び報告書（これらにそれぞれ添付することとされている書類等を含む。以下同じ。）は、2部提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる申請書及び届出書については、当該各号に掲げる部数を提出しなければならない。

(1) 法第3条、第5条、第12条第1項、第17条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第27条第1項若しくは第28条第1項の許可に係る申請書（次号に掲げるものを除く。）又は法第12条の2第2項若しくは第16条第1項の規定による届出書 4部

(2) 海域において火薬類を爆発させ、若しくは燃焼させようとする場合における法第25条第1項の許可に係る申請書又は海域において火薬類を廃棄しようとする場合における法第27条第1項の許可に係る申請書 5部

(帳票の様式)

第14条 この規則に定める申請書、届出書等の様式は、別に消防局長が定める。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に消防局長が定める。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

北九州市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第33号

北九州市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和44年北九州市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第4の常時介護を要する状態の（1）の項中「10万4,950円」を「10万5,130円」に改め、同表の常時介護を要する状態の（2）の項中「5万7,030円」を「5万7,110円」に改め、同表の随時介護を要する状態の（1）の項中「5万2,480円」を「5万2,570円」に改め、同表の随時介護を要する状態の（2）の項中「2万8,520円」を「2万8,560円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第4の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

北九州市告示第 1 3 7 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 1 5 条第 1 項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定により次のとおり告示し、申請書及び同条第 3 項の書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、北九州市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成 2 9 年 4 月 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請者

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市長 北橋 健治

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

北九州市若松区響町二丁目 4 番地先

3 産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物の最終処分場

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鋳さい、がれき類、ダスト類、政令第 1 3 号廃棄物及び廃石綿等

5 申請年月日

平成 2 9 年 3 月 2 2 日

6 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市環境局環境監視部産業廃棄物対策課

7 縦覧期間

平成 2 9 年 4 月 5 日から同年 5 月 8 日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで）

8 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成 2 9 年 5 月 2 2 日までに、上記閲覧場所に到着するように提出すること。

（1） 意見を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（2） 申請者

- (3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- (4) 産業廃棄物処理施設の種類
- (5) 生活環境の保全上の見地からの意見

北九州市告示第 138 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、一般廃棄物処理手数料のごみ処理手数料のうち、臨時的に行う粗大ごみ以外の家庭廃棄物の処理に係るごみ処理手数料の徴収事務を次に委託した。

平成 29 年 4 月 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社広吉環境開発	北九州市門司区大字大積 400 番地	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
市川産業株式会社	北九州市八幡東区前田二丁目 12 番 13 号	
北九州グリーン清掃株式会社	北九州市若松区響町一丁目 50 番地	
九州清掃事業センター株式会社	北九州市小倉北区親和町 6 番 30 号	

北九州市公告第 237 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成 29 年 4 月 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区永犬丸一丁目 2775 番 1、2775 番 5 から 2775 番 15 まで、2776 番 2、2779 番 7、2779 番 8、2789 番 13 及び無番のうち	北九州市八幡西区幸神四丁目 7 番 6 号 辰巳開発株式会社 代表取締役 今村重記

北九州市上下水道局管理規程第3号

北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

北九州市上下水道局長 諫 山 修

北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程等の一部を改正する
規程

(北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程の一部改正)

第1条 北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程(平成11年北九州市水道局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第1条総務経営部営業課の項中 「東部お客さま係」を「営業第一係」に
西部お客さま係」を「営業第二係」に

改め、同条総務経営部の項に次のように加える。

広域事業課

資産活用係

広域計画係

第1条中「海外・広域事業部」を「海外事業部」に改め、同条海外・広域事業部広域事業課の項を削る。

第2条総務経営部営業課の項中 「東部お客さま係」を「営業第一係」に
西部お客さま係」を「営業第二係」に

改め、同条総務経営部営業課東部お客さま係の項第3号中「(未納金の整理
西部お客さま係
に係るものを含む)」を「並びに未納金の整理(営業第一係に限る)」に改め、
同項に次の3号を加える。

(7) 下水道使用料に係る水質加算の賦課に関する事(営業第一係に限る。)

(8) 検針端末の管理及び運用に関する事(営業第二係に限る。)

(9) 下水道受益者負担金の賦課及び徴収に関する事(営業第二係に限る。)

第2条総務経営部の項に次のように加える。

広域事業課

資産活用係

(1) 課の庶務に関する事。

(2) 固定資産(土地及び立木に限る。)の管理の統括に関する

こと（水道事業及び工業用水道事業に係るものに限る。次号から第12号までにおいて同じ。）。

- (3) 財産の登記に関すること。
- (4) 土地、工作物その他物件の取得、移転及びこれらに伴う補償並びに処分に関すること。
- (5) 固定資産の損害保険に関すること。
- (6) 車両の管理及び運行に関すること。
- (7) 交通事故の損害賠償に関すること。
- (8) 土地及び建物の賃貸借及び使用許可に関すること。
- (9) 駐車場事業に関すること。
- (10) 普通財産の維持管理に関すること。
- (11) 土地の調査及び境界確認に関すること。
- (12) 財産台帳に関すること。

広域計画係

- (1) 水道事業の広域連携に係る企画、調査及び研究に関すること。
- (2) 水道事業の広域連携に係る総合調整に関すること。

第2条中「海外・広域事業部」を「海外事業部」に改め、同条海外・広域事業部広域事業課の項を削る。

第3条第3項中「、経理事務を担当する担当課長（以下「経理担当課長」という。）」を削り、「工事契約担当課長」という。）の次に「、下水道部に下水道に係る維持管理事務を担当する担当課長（以下「保全担当課長」という。）を」を加え、同条第4項中「経理担当課長、工事契約担当課長」を「工事契約担当課長、保全担当課長」に改める。

第6条第2項中「経理担当課長、工事契約担当課長」を「工事契約担当課長、保全担当課長」に改める。

（北九州市上下水道局会計規程の一部改正）

第2条 北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「経理担当課長」を「経営企画課長」に、「下水道計画課長」を「保全担当課長」に改め、同条第3項第2号中「経理担当課長」を「経営企画課長」に改め、同項第5号中「下水道計画課長」を「保全担当課長」に改め、同条第5項中「経理担当課長」を「経営企画課長」に改め、同条第8項中「下水道計画課長」を「保全担当課長」に、「下水道計画課企業出納員」を「保全担当企業出納員」に改める。

第3条第6号及び第4条の3（見出しを含む。）中「下水道計画課企業出納員」を「保全担当企業出納員」に改める。

第5条の2第2項中「下水道計画課現金取扱員」を「保全担当現金取扱員」に改め、同条第3項中「下水道計画課現金取扱員」を「保全担当現金取扱員」に、「下水道計画課企業出納員」を「保全担当企業出納員」に改め、同条第4項中「下水道計画課現金取扱員」を「保全担当現金取扱員」に、「下水道計画課企業出納員」を「保全担当企業出納員」に改める。

第11条第1項及び第12条中「経理担当課長」を「経営企画課長」に改める。

第31条第2項及び第31条の2第6項中「下水道計画課企業出納員」を「保全担当企業出納員」に改める。

第86条第1項中「及び無形固定資産」を「、無形固定資産及び投資」に改め、「、投資は経理担当課長が」を削り、同条第2項中「下水道計画課長」を「保全担当課長」に、「経理担当課長」を「経営企画課長」に改める。

第87条第2項、第97条、第98条、第100条、第101条、第102条第1項及び第2項並びに第103条中「下水道計画課長」を「保全担当課長」に改める。

第105条第1項各号列記以外の部分中「及び経理担当課長」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「下水道計画課長」を「保全担当課長」に、「経理担当課長」を「経営企画課長」に改める。

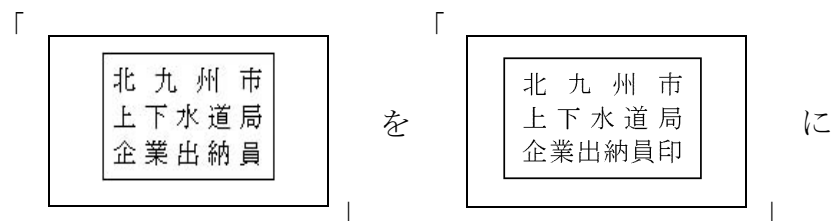
第108条第1項及び第2項、第112条第2項並びに第113条第2項中「下水道計画課長」を「保全担当課長」に改める。

第115条第2項中「及び無形固定資産は経営企画課長が、投資は経理担当課長」を「、無形固定資産及び投資は経営企画課長」に、「下水道計画課長」を「保全担当課長」に、「）は経理担当課長」を「）は経営企画課長」に改め、同条第3項中「下水道計画課長」を「保全担当課長」に改める。

第116条及び第117条各号列記以外の部分中「下水道計画課長」を「保全担当課長」に改める。

第118条、第121条、第122条、第123条第1項各号列記以外の部分及び第124条各号列記以外の部分中「経理担当課長」を「経営企画課長」に改める。

別表第1の北九州市上下水道局企業出納員印の項中



、「上下水道局総務経営部経理担当課長」を「上下水道局総務経営部経営企画課長」に、「上下水道局下水道部下水道計画課長」を「上下水道局下水道部保全担当課長」に改め、同表の北九州市上下水道局現金取扱員印の項中「上下水道局下水道部下水道計画課長」を「上下水道局下水道部保全担当課長」に改める。

別表第2中「経理担当課長」を「経営企画課長」に改める。

(北九州市上下水道局事務専決規程の一部改正)

第3条 北九州市上下水道局事務専決規程（昭和43年北九州市水道局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「経理担当課長、工事契約担当課長」を「工事契約担当課長、保全担当課長」に改める。

第3条第1項各号列記以外の部分中「経理担当課長、工事契約担当課長」を「工事契約担当課長、保全担当課長」に改め、同条第8項第3号から第6号までを削り、同条中第14項を第15項とし、第10項から第13項までを1項ずつ繰り下げ、同条第9項各号列記以外の部分中「次に掲げるもの」を「下水道法第32条第1項の規定による下水道の工事に係る他人の土地の立入り及び一時使用に関する事」に改め、同項各号を削り、同項を同条第10項とし、同条第8項の次に次の1項を加える。

9 保全担当課長は、次に掲げるものを専決する。

- (1) 下水道法第13条第1項の規定による立入検査（排水設備及び除害施設に係るものに限る。）に関する事。
- (2) 北九州市上下水道局水洗便所改造助成金貸付金交付等要綱（平成24年北九州市水道局告示第3号）の規定による助成金及び貸付金の執行に関する事。
- (3) 北九州市下水道条例第25条第1項の規定による許可に関する事。
- (4) 北九州市下水道条例第26条第2項の規定による指示に関する事。
- (5) 下水道法第32条第1項の規定による下水道の維持等に係る他人の土地の立入り及び一時使用に関する事。

(6) 下水道法第41条の規定による協議に関すること。

(7) 下水道事業に係る不動産の賃貸借及び使用許可に関すること。

別表第2の課長の欄中「〔経理担当課長〕」を「〔経営企画課長〕」に改め、同表の(45)の項中「経理担当課長専決事項」を「経営企画課長専決事項」に改める。

(北九州市上下水道局公有財産管理規程の一部改正)

第4条 北九州市上下水道局公有財産管理規程(昭和55年北九州市水道局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「海外・広域事業部長」を「総務経営部長」に改め、同条第2項中「下水道計画課長」を「保全担当課長」に改める。

(北九州市上下水道局自動車管理規程の一部改正)

第5条 北九州市上下水道局自動車管理規程(昭和61年北九州市水道局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「下水道計画課長」を「保全担当課長」に改める。

別表の第7条の2の項中「庁舎管理課長」を「総務課長」に、「下水道計画課長」を「保全担当課長」に改める。

(北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程の一部改正)

第6条 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程(平成7年北九州市水道局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

別表の第4条第2項の項中「総務経営部経理担当課長」を「総務経営部経営企画課長」に改める。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。